

高齢者等の冬の生活支援

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町では、高齢者等の冬期間家庭用暖房費の一部を支援しています。

●交付対象世帯

- ①高齢者世帯
65歳以上の高齢者（令和4年3月31日までに65歳以上となる方）世帯または65歳以上の高齢者と満18歳未満の方のみで構成する世帯で、令和2年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が次に掲げる額以下の世帯
ア. 単身世帯120万円以下
イ. 2人以上の世帯160万円以下
- ②ひとり親世帯
義務教育終了前の児童・生徒がいる世帯で、令和2年分の合計所得金額が240万円以下の世帯
- ③障がい者がいる世帯
世帯に障害者年金を受給している方がいて、令和2年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が240万円以下の世帯
- ④その他、町長が特に必要と認めた世帯

※ただし、次の世帯は対象となりません。
生活保護世帯、施設入居世帯、税法上の扶養控除を受けている世帯、医療保険の被用者保険の被扶養者となっている世帯、同一家庭に居住し世帯分離をしている世帯

●支援金の額および支給方法

1世帯当たり3万5千円を現金(口座振込)で支給

●申請受付期間

3月25日(金)まで

●申請方法・場所

全戸配布した申請書(チラシ)と印鑑を持参のうえ、下記の場所で申請してください。

※体が不自由で交通手段が確保できないなどの理由で申請が困難な場合は、お住まいの担当地区の民生委員に申請用紙を提出するか、住民課福祉グループ(〒059-1692 京町120番地)に郵送してください。

●申請窓口

住民課福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内)または上厚真支所

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる交通費を助成します。



町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下に該当する方の通院(通所)にかかる交通費を助成しています。住民課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

●対象者

- ①在宅精神障がい回復者
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
- ③重度心身障がい児等
・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
※保護者等の介護者1人についても対象となります

●助成内容

町外医療機関の通院に要する交通費

●通院期間

令和3年10月分～令和4年3月分まで

●申請書類

- ①通院交通費助成金交付申請書
- ②通院証明(医療機関で証明印をもらいます)
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります

●申込期限

4月8日(金)まで

指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

●対象

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

●受付期間

令和5年3月31日(金)まで

●支給枚数

対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)

●申請窓口

住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所
※窓口で年度分を一括支給します。

●申請に必要なもの

申請書、印鑑

子育て世帯の民間賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

●対象

次のすべてに該当する世帯

- ①18歳までの子どもがいる世帯
- ②町内にある月額家賃が56,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯
- ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯
- ④町税等に滞納がない世帯

●助成内容

月額2,500円分/子ども1人(上限:月額5,000円分)を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントとして還元します。

●対象期間

令和3年10月～令和4年3月の6カ月分

●受付期間

4月28日(木)まで

●必要書類

- ・賃貸借契約書等の家賃の金額を確認できる書類
- ・家賃の納付を確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの)
- ・あつまるカード ・印鑑

※令和3年1月1日に町外に在住していた方は、1月1日に住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。

●受付窓口

住民課子育て支援グループ、上厚真支所

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

●対象

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者
※町内在住の保護者に限る

●助成内容

月額5,000円×5カ月分を子育て支援ポイントとして還元

●対象期間

令和3年10月～令和4年3月分(長期休暇1カ月分を除く)

●受付に必要なもの

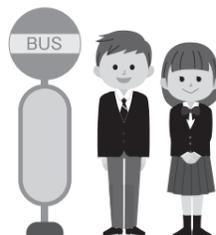
在学証明書(発行日から2カ月以内)、または在籍期間証明書
あつまるカード、印鑑
※卒業証書は不可

●受付期間

4月28日(木)まで

●提出先

住民課 子育て支援グループまたは上厚真支所



確定申告

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165(代表)

確定申告書は自分で作成してお早めに

令和3年分の所得税および復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(火)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(木)です。期限間際になりますと、確定申告会場は大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひ、ご自宅での申請書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申請)または印刷して郵送で提出することができます。



確定申告が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

また、確定申告書の提出を忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

詳しくは、苫小牧税務署へお問い合わせください。

・税額を多く申告していたとき
「更正の請求」をして正しい税額への訂正および納め過ぎた税額の還付を求めることができます。

・税額を少なく申告したときは
「修正申告」をして正しい税額に修正し、不足している税額を速やかに納付してください。

・確定申告を忘れていたとき
速やかに確定申告書を提出してください。

国民健康保険のマル学保険証

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

進学のために厚真町外へ転出するときは、学生用の国民健康保険証を交付します。

国民健康保険の加入者が、大学などに進学するため町外に転出される時、学生用の国民健康保険証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証が交付された国民健康保険加入者の住所は町外になりますが、国民健康保険の資格は転出前に所属していた町内の世帯の加入者となりますので、転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加

入する必要はありません。

また、マル学保険証該当者に係る国民健康保険料は、転出前に所属していた町内の世帯の世帯主にこれまでどおり賦課されます。

マル学保険証の交付や返還には手続きが必要です。手続きに必要なものを持参の上、住民課町民生活グループまたは上厚真支所に届け出てください。

届け出が必要なとき	手続きに必要なもの
○進学により町外へ転出する	入学したことが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○学年・学校が変わった	在学中であることが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○保険証に記載の住所に変更があった	マイナンバーカードまたは住民票
○学生でなくなった	学生でなくなったことが確認できる書類(卒業証書の写し、退学証明書の写しなど)
○社会保険や他の健康保険が適用となる勤め先に勤務した ○社会保険や他の健康保険の被扶養者になった(扶養に入った)	新たに加入した健康保険証の写し

※上記のほかには現在お持ちの北海道国民健康保険証と印鑑を持参してください。

バス券・入浴券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町内に住所があり、かつ居住している高齢者の方にバス券と、こぶしの湯あつまの入浴券を交付します。

町内バス券

●交付対象 町内に住所があり居住している満65歳以上の方

●交付枚数 1度に36枚(再交付可)

●交付券種 町内路線が100円で乗車できる券

●利用時の注意

・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。

・100円の支払いが必要です。

町外バス券

●交付対象 町内に住所があり居住している満70歳以上の方

●交付枚数 1人につき月3往復分(再交付不可)

●交付対象と券種

令和3年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

●利用時の注意

・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。

・半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。

入浴券

●交付対象

①町内に住所があり居住している満70歳以上の方

②満70歳未満で次のいずれかに該当する方

- ・人工透析療法を受けている方
- ・指定難病と認定されている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●交付枚数

①に該当する方…1人につき年10枚
※その他、行事(ペタンク大会、敬老会、新年交礼会など)に参加した方には、1人につき年2枚まで交付します。

②に該当する方…1人につき年12枚

●利用時の注意

・②の場合は「身体障害者等入浴無料身分証」が必要です。

バス券・入浴券
令和4年度分の
交付について

●交付開始日 3月24日(木)から

●交付場所 住民課福祉グループ、上厚真支所

●持ち物 本人確認ができるもの、印鑑、手帳や指定難病受給者証など当該要件を証明できるもの(入浴券の②の交付を希望の方のみ)

住所の異動手続きを忘れずに

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

住民票の住所は、正確な住所の届け出が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届等)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届け出」が必要です(法律上の義務です)。

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動の届け出(転出届、転入届、転居届等)が必要です。

また、各種カード(マイナンバーカード、住民基本台帳カード)の住所は最新にする必要があります。

●住民票の異動の届け出(転出届、転入届、転居届等)

他の市区町村に転出する場合

厚真町 <転出前>
転出届を提出して転出証明書を受け取る

↓
引越先の市区町村 <転入した日から14日以内>
転出証明書を添えて転入届を提出する

厚真町内で転居する場合

厚真町 <転居した日から14日以内>
転居届を提出する

狂犬病予防注射

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防注射の地区巡回を行います。

狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。

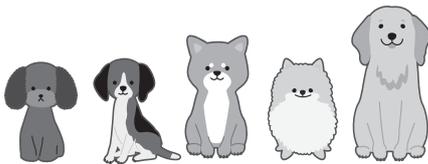
毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

登録(生涯1回)… 3,000円

- 飼い犬の新規登録は、住民課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,240円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。



4月6日(水)	
8時30分 ~ 8時40分	幌内マナビィハウス前
9時 ~ 9時10分	高丘生活会館前
9時20分 ~ 9時30分	旧富里生活会館前
9時40分 ~ 9時50分	東和生活会館前
9時55分 ~ 10時5分	桜丘生活会館前
10時10分 ~ 10時20分	朝日マナビィハウス前
10時35分 ~ 10時45分	宇隆生活会館前
10時55分 ~ 11時5分	宇隆・浅野勝善さん宅前
11時15分 ~ 11時35分	役場庁舎前

4月7日(木)	
8時20分 ~ 8時30分	ルーラルマナビィハウス前
8時40分 ~ 8時55分	豊沢マナビィハウス前
9時5分 ~ 9時20分	軽舞生活会館前
9時35分 ~ 9時45分	富野生活会館前
9時55分 ~ 10時5分	豊川生活会館前
10時10分 ~ 10時20分	上野生活会館前
10時30分 ~ 10時40分	美里生活会館前
10時50分 ~ 11時5分	本郷マナビィハウス前
11時15分 ~ 11時25分	幌里生活会館前

4月8日(金)	
8時30分 ~ 8時45分	豊丘マナビィハウス前
8時55分 ~ 9時5分	鯉沼生活会館前
9時15分 ~ 9時25分	鹿沼マナビィハウス前
9時40分 ~ 9時50分	浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
10時 ~ 10時10分	厚和生活会館前
10時20分 ~ 10時30分	上厚真第5区生活会館前
10時35分 ~ 10時50分	厚南会館前
11時 ~ 11時10分	共和生活会館前
11時20分 ~ 11時30分	共栄生活会館前

4月10日(日)	
7時10分 ~ 7時20分	本郷マナビィハウス前
7時25分 ~ 7時55分	役場庁舎前
8時15分 ~ 8時45分	厚南会館前

せん定枝の無料回収

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認してごみの減量化・資源化にご協力願います。

- ※ 枝は50cm以内の長さに切り、ビニールひもなど(針金は不可)でしばって、毎週月曜・木曜日(生ごみの日)に、ごみステーションの横に出してください。

無料回収期間：4月～11月

